

宮城県温泉保護対策要綱

昭和50年	4月	1日	施行
昭和51年	10月	20日	一部改正
平成4年	4月	1日	一部改正
平成12年	3月	28日	一部改正
平成21年	4月	1日	一部改正
平成29年	2月	14日	一部改正

(目的)

第1 この要綱は、温泉源の衰退、枯渇、温度の低下、成分の変化を防止し、温泉の保護と適正な利用の推進を図ることを目的とする。

(温泉保護地域等の設定)

第2 既存源泉の分布並びに温泉の状態により、宮城県自然環境保全審議会に諮り、「温泉保護地域」及び「温泉準保護地域」の二地域を設定する。

2 前項の地域の範囲は、当分の間、別表のとおりとする。

3 「温泉保護地域」は、地域内の温泉を積極的に保護しなければならないと認められる次のいずれかに該当する地域とする。

(1) 源泉の分布密度が濃厚な地域

(2) 過去及び現在において、源泉間の相互影響が著しくあらわれている地域

(3) 過去数年間、温泉の水位、温度、ゆう出量（揚湯量）の低下が著しく、あるいは温泉の成分に影響がみられた地域

4 「温泉準保護地域」は、現に温泉がゆう出し又はゆう出が予想される地域であって、その保護が必要と認められる次のいずれかに該当する地域とする。

(1) 温泉保護地域に隣接する地域

(2) 源泉間の相互影響が予想される地域

(3) 源泉の分布密度が比較的濃厚となり、源泉間に一定の距離をおくことが適当と認められる地域

(温泉保護地域に対する指導)

第3 温泉保護地域内における温泉の掘削は、次の場合に認められるものとする。

(1) 地域の温泉需給計画を策定し、温泉を有効利用できるように温泉を整理統合し、集中管理方式導入のため温泉の掘削を行うとき。

(2) 次に掲げる場合の掘削であって、口径、深度は従前の源泉と同一とするとともに、掘削しようとする地点も、従前の源泉の至近距離としたとき。ただし、掘削しようとする地点の地形、環境、掘削技術等を総合的に判断して、従前の仕様により

難いと認められるときはこの限りでない。

イ 既存の利用源泉が災害等により損壊し、回復できないと認められる場合

ロ 国又は地方公共団体等が、公益上必要と認めて行う工事のため、既存の利用源泉が埋没を余儀なくされた場合

ハ 既存の利用源泉が、温泉沈殿物の固着による温泉導水管の閉塞、導水管の腐食又は源泉の崩壊等によりゆう出量が著しく減少し、回復できないと認められる場合

2 温泉保護地域内における温泉の増掘は、増掘以外にゆう出量の回復が困難と認められる場合に、付近の利用源泉の口径、深度を勘案し、付近の利用源泉に影響を及ぼさない範囲で認められるものとする。

3 温泉保護地域内における温泉の動力装置は、当該源泉の過去のゆう出量を勘案し、付近の利用源泉に影響を及ぼさない範囲で認められるものとする。

(温泉準保護地域に対する指導)

第4 温泉準保護地域内における温泉の掘削は、付近の利用源泉の口径、深度を勘案し、付近の利用源泉に影響を及ぼさないと考えられる妥当な距離において認められるものとする。ただし、第3第1項に該当する場合はこの限りでない。

2 温泉準保護地域内における温泉の増掘は、付近の利用源泉の口径、深度を勘案し、付近の利用源泉に影響を及ぼさない範囲で認められるものとする。

3 温泉準保護地域内における温泉の動力装置は、第3第3項を準用する。

(医療、療養又は科学研究のための温泉利用)

第5 温泉保護地域において、温泉を医療、療養等を目的とした施設に利用するとき、又は科学研究のための施設に使用するとき、その利用形態が明らかに公共的性格を有するものであると認めた場合に限り、第3の規定にかかわらず、第4に掲げる温泉準保護地域に対する指導を準用することができる。

(旧源泉、目的外利用源泉等の処置)

第6 温泉保護地域又は温泉準保護地域において第3第1項(1)による整理統合により利用しなくなった源泉及び同項(2)により代替掘削を行ったときの旧源泉については、源泉の廃止をしなければならない。

2 第3第1項(1)及び第5により掘削した源泉が当初の目的で利用されないとき、あるいは利用しなくなったときは、源泉の廃止をしなければならない。

(温泉ゆう出目的以外の掘削に対する規制)

第7 温泉保護地域で、温泉をゆう出させる目的以外で土地を掘削するときは、その掘削が温泉法(昭和23年法律第125号)第3条の規定に抵触しないことについて、事前に県の確認を受けるものとする。

2 温泉保護地域で、温泉をゆう出させる目的以外で土地を掘削した結果ゆう出した温泉については、原則、すみやかに原状回復を行わなければならない。

(温泉利用者等の責務)

第8 温泉を採取して利用するときは、源泉のゆう出の状況(温度、ゆう出量、水位等)について定期的に測定・記録する等により、源泉の状況を管理するよう努めなければならない。

(未利用源泉に対する指導)

第9 掘削、増掘及び動力装置(以下「掘削等」という。)を完了した温泉は、原則として1年以内に利用を行わなければならない。

2 未利用のまま、1年以上経過した源泉については、放流を停止する等の措置を講じなければならない。

3 未利用のまま、2年以上経過した源泉については、源泉の廃止をする等の措置を講じなければならない。

(将来の方針)

第10 温泉保護地域及び温泉準保護地域についてはその地域内の温泉量を考慮し、ゆう出量(揚湯量)と需用量の均衡を図るため、温泉の整理統合及び集中管理を推進するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

(適用除外)

2 この要綱施行の際、現に温泉掘削等の許可を受けている者については、この要綱を適用しない。

(適用除外)

3 この要綱施行前に、温泉掘削等の申請を行い、施行後に知事の処分が行われるものについては、この要綱を適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和51年10月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年2月14日から施行する。

別 表

温泉保護地域等の範囲

(図面添付)

市町村名	温泉地名	温泉保護地域		温泉準保護地域	
		字名	範囲	字名	範囲
白石市	小原温泉	明戸・湯倉・ 湯元・坂上・ 新湯	全域		
	鎌先温泉	鎌先	全域		
蔵王町	遠刈田温泉	本町・仲町・ 栄町・旭町・ 寿町・遠刈田・ 千間・開発	} 全域	新地・西集団・ 東集団・北原尾	} 全域
		新地東裏・ 新地西裏・ 小妻坂山	} 一部	小妻坂山・ 小妻坂・上の原・ 七日原・鬼石原・ 北山・土浮山・ 八山	} 一部
川崎町	かもしか 温泉			前川字国有林 仙台事業第236 林班地内	一部
	前川温泉			羽根坂山・大向	一部
	釜房湖周辺 温泉			湯田・金山・大平 山・細工小屋・鳥 屋・沢山・鍛冶谷 山	全域

市町村名	温泉地名	温泉保護地域		温泉準保護地域	
		字名	範囲	字名	範囲
川崎町	青根温泉	薬師堂山・名号 下山・手代塚山 ・青根温泉・ 青根 沼の平山	} 全域 一部		
	峨々温泉	峨々	全域		
仙台市	広瀬川温泉			柿崎南	一部
	作並温泉	湯の原・長原・ 元木・中山・ 瀬戸原・上の台 山・新坂	} 一部		
	定義温泉			屋敷平	一部
	赤生木温泉	大字上愛子 字白沢・大道 北田・ 大字芋沢 字座当・二尺 木	一部		
	鳴合温泉			大字上愛子 字松原 大字芋沢 字大堀・新田	一部

市町村名	温泉地名	温泉保護地域		温泉準保護地域	
		字名	範囲	字名	範囲
仙台市	秋保温泉	石名坂・釜土東 ・木戸保・源兵衛原・鹿乙・寺田原・除・枇杷原・枇杷原西・薬師・湯向・湯向西・湯向東・行澤	全域	釜土・釜土西・釜土南・太夫・寺田・橋本・畑・平倉・馬乙・松場	一部
		上原	一部	青木・上原・白木澤・半銅平	
大崎市	川渡温泉	川渡・馬場・石ノ梅・横山・築沢・新町下・久田・蓬田	一部	川渡・要害・馬場・沢	一部
	東鳴子温泉	中野・鷺ノ巣・赤湯・赤這	一部	中野・鷺の巣赤湯	一部
	鳴子温泉	車湯・新屋敷・湯元・河原湯・末沢・末沢西・大畑	一部	車湯・新屋敷・湯元	一部
	中山平温泉	星沼	一部	星沼	一部
	鬼首温泉	宮沢・轟	全域	荒雄岳・吹上・本宮原・遠橋・柏木原・下蟹沢・上蟹沢	一部